

風景デザイン研究会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「風景デザイン研究会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、絶え間ない実践の中で美しい風景を創ることを理念としながら、九州及び周辺地域を主たるフィールドとして、地域の美しい風景の維持・育成・復元を推進するための諸活動を行うことを目的とする。

第2章 会員

(会 員)

第3条 本会は次の会員をもって組織する。会員の入会及び退会については別途定める。

正会員	本会の目的に賛同する個人
学生会員	本会の目的に賛同する学生
賛助会員	本会の目的事業を賛助する法人
協賛会員	本会の目的事業に協賛する団体等

第3章 会費

(会 費)

第4条 会員は別途定める会費を納入しなければならない。

2 .納入した会費は理由を問わず返還しない。

第4章 役員

(役員の種類及び報酬)

第5条 本会には次に示す役員をおく。また役員は無報酬とする。

会 長	1 名
副会長	1 名
幹 事	10 名以内
監 事	2 名

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は総会の議決によって選出される。

- 2 .会長及び副会長の任期は選出されてから、次の改選期までとする。ただし、それぞれについては、再任はこれを妨げない。
- 3 .会長及び副会長の改選は2年毎に行う。
- 4 .会長は本会を代表してその会務を総括する。
- 5 .副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時は、その職務を代行する。

(幹 事)

第7条 幹事は会長の推薦により総会の議決を経て正会員の中から選出する。

- 2 .幹事の任期は選出された日から次の改選期までとする。ただし、再任はこれを妨げない。
- 3 .幹事の改選は2年毎に行う。
- 4 .幹事は、会長、副会長のもと、会務執行のために必要な事項を検討する。

(監 事)

第8条 監事は総会において選出する。

- 2 .監事の任期は選出された日から次の改選期までとする。ただし、再任は妨げない。
- 3 .監事の改選は2年毎に行う。
- 4 .監事は本会の会計および会務執行の状況を監査する。

第5章 会議

(総会)

第9条 総会は正会員により構成され、次の事項を議決する。

事業計画及び事業報告の承認

予算、決算の承認

会長、副会長の選任

幹事及び監事の承認

規約の変更に関する事項

その他必要と認められた事項

- 2 通常総会は毎年1回、臨時総会は会長が必要と認めたときに会長が召集する。
- 3 総会の議長は総会において正会員の中から選出する。
- 4 総会は出席した正会員によって構成する。
- 5 総会における正会員の議決権は各一個とし、議決は出席者の過半数によって決め、可否同数のときは議長がこれを決定する。

(幹事会)

第10条 幹事会は会長、副会長、および幹事によって構成され、本会の基本方針の策定および運営に必要な事項を審議する。

- 2 .幹事会は、会長または幹事の三分の一以上が必要と認めたときに開くことができる。
- 3 .幹事会の議長は会長が選任する。
- 4 .幹事会の成立には幹事現在数の過半数の出席者を必要とする。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意見を表示した者は出席者とみなす。
- 5 .幹事会の議事は出席者の過半数によって決め、可否同数のときは議長がこれを決定する。
- 6 幹事会は総会において、本会の運営報告、活動報告及び会計報告を行わなければならない。

第6章 事務局

(事務局)

第11条 本会は、事務局を、福岡市西区元岡744番地九州大学伊都キャンパス ウエスト2号館1104号室に置く。

- 2 事務局は幹事会の定める総務・事務作業を行う。

第7章 その他

(経費および会計)

第12条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

- 2 .本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌3月31日に終わる。
- 3 .本会の会計処理は事務局がこれにあたり幹事会に報告する。
- 4 .会長は、年度終了後、決算報告を監事の意見を付して総会に提出し承認を受けなければ

いけない。

(規約の改正)

第 13 条 この規約を改正しようとするときは、総会の議決によらなければいけない。

(付則) 本規約は、2006 年度設立総会で議決された日から施行する。

(改定履歴)

平成 19 年 6 月 22 日：第 6 章事務局：九州大学の移転に伴い、事務局住所を変更。

風景デザイン研究会内規

第 1 条 入会・退会に関する事項

- (1) 会員になろうとするものは、所定の入会手続きを行わなければならない。
- (2) 会員は、次の理由によりその資格を失う。
 1. 本人が書面によって退会を申し出たとき
 2. 本人が死亡したとき
 3. 継続して 2 年以上会費を滞納したとき
 4. 本会の名誉を傷つけたとき、または本会の目的に反する行為があったとき

第 2 条 会員の会費

- (1) 本会の会費については、次の通りとする。
 1. 正会員 年額 5,000 円
 2. 学生会員 年額 1,000 円
 3. 賛助会員 年額 50,000 円(1 口以上)
 4. 協賛会員は、会費を免除する